

学長選考に関する規程の改正について（案）

1 趣旨

県立広島大学学長選考にあたり、学長選考に関する規程に必要な改正を行う。

2 改正する規程

(1) 県立広島大学学長選考規程

①選考対象者の推薦（第4条第1項第1号及び第2号）

県立広島大学の学長候補者の選考対象者は、経営審議会委員、教育研究審議会委員、又は法人の常勤の教職員15名以上からの推薦された者としている。

<改正案>

県立広島大学の学長選考であることから、法人の経営又は県立広島大学の運営に関わる者を推薦者とする事とし、教育研究審議会委員は県立広島大学に限り、教職員からの推薦は、叡啓大学の職員及び叡啓大学事務部に所属する職員は除く。(ただし、叡啓大学事務部の職員のうち、法人又は県立広島大学の職を兼務する者は推薦者に含む。)

現 行	<p>第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 経営審議会又は教育研究審議会の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者</p> <p>(2) 広島県公立大学法人職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員を除く。以下「職員」という。）15名以上から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者</p>
改正案	<p>第4条 学長候補者の選考の対象となる者（以下「選考対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 経営審議会又は<u>県立広島大学教育研究審議会</u>の委員（学長選考会議の委員を除く。以下「審議会委員」という。）から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者</p> <p>(2) 広島県公立大学法人職員就業規則（平成19年法人規程第52号）第2条に規定する職員（学長選考会議の委員である職員、<u>叡啓大学の職員、及び法人又は県立広島大学の職を兼務しない叡啓大学事務部の職員</u>を除く。以下「職員」という。）15名以上から、学長選考会議に対して、書面により推薦された者</p>

<推薦人としての権利を有する者>

	審議会委員	常勤の教職員
県立広島大学	<ul style="list-style-type: none"> 経営審議会委員 県立広島大学教育研究審議会委員 	<ul style="list-style-type: none"> 教員（叡啓大学の教員を除く） 事務職員（叡啓大学事務部の事務職員を除く）
(参考) 叡啓大学	<ul style="list-style-type: none"> 経営審議会委員 叡啓大学教育研究審議会委員 	<ul style="list-style-type: none"> 教員（県立広島大学の教員を除く） 事務職員（県立広島大学本部事務部、庄原キャンパス事務部、三原キャンパス事務部の事務職員を除く）
備考	各委員が推薦可	県立広島大学の場合15名以上、叡啓大学の場合5名以上で推薦可

②審議会委員への意見聴取（第5条第2項）

審議会委員への意見の求めは、第5条第2項に「学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。」と規定している。

<改正案>

選考対象者となった審議会委員は、意見を求める対象から除く。

現行	第5条 2 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（選考対象者の推薦者となった者を除く。）に意見を求めるものとする。
改正案	第5条 2 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするため、審議会委員（ <u>選考対象者及び選考対象者の推薦者</u> となった者を除く。）に意見を求めるものとする。

（2）県立広島大学学長選考会議規程

①議事の決定（第7条第2号）

令和4年度に県立広島大学学長選考会議規程を制定した際、第7条第2項に「学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。」と、同条第3項に「過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。」と規定し、議長も議決権を有し、採決に加わることとしている。

<改正案>

議長も採決に加わることを改めて明示する。

現行	第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。 2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。 3 過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。
改正案	第7条 学長選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。 2 学長選考会議の議事は、 <u>議長を含む</u> 出席した委員の過半数で決する。 3 過半数で決しなかった場合は、議長が議決方法を学長選考会議に諮って定める。

※ 1法人2大学化前の理事長選考会議規程では、議決は、「選考会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」としており、議長は可否同数の時のみ議決権を行使できる規定としていたが、令和4年度に学長選考会議規程を制定する際、“委員総数6名という少数においては、議長に最初から議決権の行使を認める方が適切”との理由から、現行の規定で制定

3 施行日

会議後、速やかに改正し、施行する。（公示前に施行）